

第 1 回職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会 議事概要（案）

1 日時、場所

平成 23 年 4 月 21 日（木）10:00～11:30

経済産業省別館 10 階 1012 号室

2 出席者

- (1) 参集者：市川委員、岩崎委員、大谷委員、菅野委員、北野委員、武田委員、名古屋委員、山田委員
- (2) 事務局：半田化学物質対策課長、亀沢環境改善室長、柳川調査官、奥野産業安全専門官
- (3) 傍聴者：計 15 名

3 議事概要

(1) 座長の選任

名古屋委員が座長に選任された。

(2) 職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進について

事務局より職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理を促進する背景・目的等を説明した後、資料に沿って自由討議が行われた。概要は以下のとおり。

① 全体に関する事項

- ・ 本検討会はいつ頃まで開催の見込みか。
→ 7, 8 月頃までを予定している。

② 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入について

- ・ 資料 2-2 について、①と②の両方を満足するとき、導入が可能ということか。
→ ①は導入の際確認するもの、②は導入後実施される必要があるもの
- ・ 規制対象外物質は除くのか。
→ 規制対象物質や今後追加される物質は、現行では局排等の設置が要件を含め定められているが、気中濃度を下げられるのであれば局排等以外の方法を認めてもよいのではないかというもの。規制対象外物質については、リスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実施に努めることとされており、これを変更する予定は現在のところない。
- ・ 局排等以外の発散抑制方法の例として、温度を下げて蒸気の発散を抑制した

り、卓上の空気清浄機や安衛法の要件を満たさない局排により気中濃度を下げたりする方法が考えられる。

- ・ 取り扱う量が少なく、短時間であることにより、気中濃度が低ければ、何も設置しないということもあり得るのではないか。
- ・ 管理1を達成するという方向はよいが、局排等以外の発散抑制方法が認められた後、管理1を達成できなければ、法違反が問われるのか。
 - 法制度の設計については、審議会で別途検討する。
- ・ 現行の規制は、発散抑制方法を局排等に限定した上で、性能要件・稼働要件を満たしていれば、結果までは求めていない。今回検討しているものは、発散抑制方法を限定しないが、結果を求めるもの。
- ・ 厚生労働省に提出する書類について、公的機関が認定するのか、自社で判断できるようにするのか、検討が必要。
- ・ 局排等以外の発散抑制方法を認めるのであれば、測定頻度を高めることが必要。リアルタイムモニタリングであれば常時監視できる。
- ・ 健康有害性のある分解生成物が発生するおそれがあるものはモニタリングの頻度を増やす必要があるが、温度管理により蒸気の発生を抑制する方法は頻度を増やす必要がないのではないか。
- ・ 年間総使用量とリスクは関係があるのか。
- ・ 設計時の使用量より実際の使用量が大きければリスクが増加する可能性がある。
- ・ VOCモニタリングを認めていただければ、運用しやすくなる。
- ・ VOCモニタリングによる管理は、アルコール系と他の系が混在していると難しいのではないか。

③ 作業環境測定の評価結果の労働者への周知のあり方について

- ・ 現場では雇用主の違う労働者が混在しているため、下請等の労働者も含めて周知が行われる必要がある。
- ・ 周知に当たっては、掲示がわかりやすいが、管理1であったとしても有害な規制対象外物質が存在する可能性があるため、「管理1即安全」に見えてはいけない。また、単位作業場毎に周知する必要がある。
- ・ 周知は比較的容易であるが、評価結果の意味やリスク低減対策の必要性を伝えることは小規模事業場にとって難しいため、フォロー（例 相談窓口の設置、啓発資料の作成）が必要。
- ・ 事業者に対して専門的な説明ができる機関の例として、作業環境測定機関や産業保健推進センターが挙げられる。